



令和8年度  
区・自治会への  
支援制度



令和8年2月  
長野県諏訪市

## はじめに

諏訪市では、「市民参加による協働のまちづくり」を進めるため、環境整備に関する原材料支給、防災資機材や公民館等の整備、また地域活動に対する支援制度を設け、区・自治会を支援しています。この冊子は、地域の皆さまに支援制度を有効に活用していただけるよう分かりやすく一覧にまとめたものです。

## 目次

### 1 安全・安心なまちづくりのために

1 地域防災力向上支援事業補助金	P 1
2 大雪対策協力交付金	P 1
3 耐震診断士派遣事業	P 3
4 避難施設耐震補強事業補助金	P 3
5 防犯灯LED化補助金	P 3
6 自衛用消防ホース等購入補助金	P 4
7 消防小型ポンプ購入補助金	P 4
8 小型ポンプ積載車補助金	P 5
9 消防団屯所補助金	P 5

### 2 より良い生活環境のために

10 分別収集推進報奨金	P 6
11 環境整備推進事業補助金（衛生自治連合会）	P 6
12 環境保全推進事業補助金	P 6
13 諏訪市ごみステーション整備事業補助金	P 7
14 諏訪市共同浴場施設整備事業補助金	P 8

### 3 地域づくり・環境整備のために

15 （自治総合センター）コミュニティ助成事業補助金	P 9
（長野県市町村振興協会）地域活動助成事業補助金	P 9
16 区運営費交付金	P 9
17 がんばる地域支援金	P 10
18 S U W Aを磨くまちづくり支援金	P 11
19 単位老人クラブ育成費補助金	P 11
20 地区活動費交付金（保健指導員連合会）	P 12
21 商工業振興対策補助金（商店街活性化イベント事業）	P 12
22 商店街環境共同施設整備補助金	P 12
23 土地改良事業ポンプ設置等補助金	P 13
24 まちなみ景観推進事業補助金	P 13
25 地区活動支援事業費（子ども育成会連合会）	P 13
26 公民館施設整備事業補助金	P 14
27 公民館「分館活動補助金」	P 14
28 原材料支給による協働の取り組み	P 15

### 4 その他

29 出前講座（よりあい塾）	P 16
30 ゆかり市長の出張トーク	P 16
31 区（自治会）への加入促進マニュアル	P 16
32 一時避難所開設・運営マニュアル（自主防災組織用）	P 17

# 1 安全・安心なまちづくりのために

## 1 地域防災力向上支援事業補助金

危機管理課防災係（内線258）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 自主防災組織が行う防災資機材の整備に係る費用や<b>防災訓練・防災教育・啓発活動等の活動</b>に対して助成を行うことで、地域住民の防災意識の高揚並びに地震その他災害による被害の防止及び軽減を図ります。</p> <p>◎補助対象者 自主防災組織、防災士資格を取得した人</p> <p>◎補助対象経費 ①防災資機材（保管庫、情報伝達用具等、救出・救護、避難用具等、給食、給水用具等） ②放送施設整備（有線、無線） ③除雪器具購入 ④防災士資格取得支援 ⑤<b>防災訓練、地域防災マップ作成、防災学習・啓発活動等ソフト事業</b></p> <p>◎補助率、補助金額 ①原則 補助率1/2以内 上限20万円 ②原則 補助率1/2以内 上限20万円 ③補助率1/2以内 上限20万円 ④補助率10/10以内 上限3万5千円 ⑤<b>補助率1/2以内 上限5万円</b></p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 4月～2月末 ※必ず申請前（事業実施1月前まで）にご相談ください。</p> <p>◎実績報告 3月末日又は事業完了後2月以内のいずれか早い日までに提出</p> <p>◎補助金交付時期 実績報告書提出後</p> <p>◎その他 事業変更（購入物品の品目、数量、金額の変更）の際には、変更申請が必要です。 <u>他の補助金との併用はできません。</u> 詳細についてはお問い合わせください。</p>

## 2 大雪対策協力交付金

危機管理課防災係（内線258）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 諏訪市災害対策本部が設置された場合において、市民との相互協力により生活道路の除排雪及び凍結防止対策等を実施し、もって市民生活の安定を図ります。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 次に掲げる項目の全てを実施した場合とする。 ・区域内の歩道、生活道路及び公的施設周辺の除排雪及び凍結防止対策 ・区域内の積雪、除排雪の状況把握及び災害対策本部への報告 ・ひとり暮らし高齢者等の災害弱者に対する初期対応及び災害対策本部との連携</p> <p>◎補助率、補助金額 ・均等割 1区あたり 5万円 ・世帯割 1世帯あたり 500円</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 諏訪市災害対策本部が設置された場合にご案内します。</p> <p>◎交付時期</p> <p>◎その他</p>

# 1 地域防災力向上支援事業補助金 ⑤補助対象経費

例えば・・・

## (例1) 地区防災訓練

防災訓練  
計画作成  
等事務消  
耗品

防災訓練  
機具借上料

炊き出し  
訓練食材、  
燃料費用

煙体験

避難所

一昨  
避難場所

QA研究会

防災訓練施設  
借上料

## (例2) 地区防災 マップ作成



地区防災マップ等印刷代、  
紙代、外部作成委託料

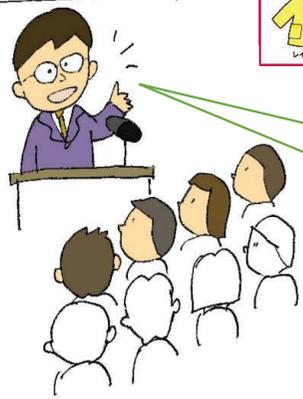
非常用持出品の準備 &  
チェックリスト作成費用

## (例3) 防災学習、啓発

地区防災研修  
資料費用



ほうい講演会



地区防災研修  
講師謝礼



### 3 耐震診断士派遣事業

都市計画課建築住宅係（内線268）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 昭和56年5月31日以前に着工された市長が指定した避難施設で、国、県及び市の所有する建築物以外の建築物（主として地区公民館）の耐震診断について、診断士の派遣により診断を実施します。</p> <p>◎対象者 区・自治会</p> <p>◎その他 「避難施設耐震補強事業補助金」を活用する場合には、「耐震診断士派遣事業」の診断結果が必要になります。</p>	<p>◎申請受付 各施設(公民館等) 1回のみ申請となります。</p> <p>◎その他 各施設の図面をお持ちください。</p>

### 4 避難施設耐震補強事業補助金

都市計画課建築住宅係（内線268）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 地震に対する建築物（避難施設となっている地区公民館等）の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりの推進を図ります。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 耐震補強工事費用</p> <p>◎補助率、補助金額 補助率2/3 上限400万円</p> <p>◎その他 ・「避難施設耐震補強事業補助金」を活用する場合には、「耐震診断士派遣事業」による診断結果が必要になります。 ・「公民館施設整備事業補助金」との補助対象経費の重複はできません。</p>	<p>◎申請受付 要望による予算措置となりますので、計画の際は、事前に必ずご相談ください。</p> <p>◎交付時期 区・自治会による耐震補強工事後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

### 5 防犯灯LED化補助金

消防課消防係（52-0299）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 各地区の、安全安心で環境にも配慮したまちづくりを推進します。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 市内に既に設置されている防犯灯であって、LED防犯灯以外のものを器具ごとLED防犯灯に交換する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 1箇所につき10,000円とする。ただし、経費の額が10,000円に満たないときは、当該補助対象経費の額とする。</p> <p>◎その他 予算の範囲内で補助します。 防犯灯の新設事業への補助事業は、防火防犯組合連合会にて行いますので、防火防犯組合長宛に通知します。</p>	<p>◎申請受付 4月に各区長に申請書等を送付します。</p> <p>◎交付時期 区・自治会による防犯灯交換後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他 新設事業については4月に防火防犯組合長に申請書等送付します。</p>

## 6 自衛用消防ホース等購入補助金

消防課消防係（52-0299）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 各地区における消火用ホース・消火器の充実を図り、災害発生時に住民が有効利用し災害を最小限に食い止めます。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 消火栓ボックス内のホース・消火器の更新をするために要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防ホース 新設1本につき15,000円、更新及び補充1本につき10,000円</li> <li>・消火器 1本につき2,500円</li> </ul> <p>◎その他 予算の範囲内で補助します。</p>	<p>◎申請受付 4月に各区長に申請書等を送付します。</p> <p>◎交付時期 区・自治会によるホース等購入後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

## 7 消防小型ポンプ購入補助金

消防課消防係（52-0299）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 各地区の屯所に配備されている消防小型ポンプの充実を図り、災害発生時の被害を最小限に食い止めます。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 消防小型ポンプの更新に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 補助率60% 補助金額は全体で60万円を上限とする。</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 申請の受付は、随時行っています。</p> <p>◎交付時期 区・自治会による消防小型ポンプ購入後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他 市の実施計画により行っているため、補助は数年先まで予定されています。不確定な計画段階でも構いませんので、申請前にできるだけ早くご連絡ください。</p>

## 8 小型ポンプ積載車補助金

消防課消防係（52-0299）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 各地区における小型ポンプ積載車の充実を図り、各地区での災害発生時の防災活動を効率的に実施します。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 小型ポンプ積載車の更新に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 補助率60% 補助金額は、車室内の乗車定員4名以上のものは全体で170万円を上限とする。 車室内の乗車定員3名以下のものは全体で120万円を上限とする。</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 申請の受付は、随時行っています。</p> <p>◎交付時期 区・自治会による小型ポンプ積載車購入後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他 市の実施計画により行っているため、補助は数年先まで予定されています。不確定な計画段階でも構いませんので、申請前にできるだけ早くご連絡ください。</p>

## 9 消防団屯所補助金【拡充】

消防課消防係（52-0299）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 各地区における消防団屯所の充実を図り、各地区での災害発生時の防災活動を効率的に実施します。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 消防団屯所建物の建築及び購入に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 補助率60% 上限500 700万円（建築延べ床面積のうち、15坪までを対象とする） 組織統合及び組織再編により建て替える場合 補助率60% 上限900万円（建築延べ床面積のうち、15坪までを対象とする）</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 申請の受付は、随時行っています。</p> <p>◎交付時期 区・自治会による消防団屯所建築・購入後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他 市の実施計画により行っているため、補助は数年先まで予定されています。不確定な計画段階でも構いませんので、申請前にできるだけ早くご連絡ください。</p>

## 2 より良い生活環境のために

### 10 分別収集推進報奨金

環境課環境衛生係（内線211）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 各地区リサイクル推進のための、分別活動実施に対する地区報奨金を交付します。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 各地区が取り組むリサイクル推進のための分別活動に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割 1区あたり2,000円</li> <li>・出前講座実施加算 1区あたり4,000円</li> <li>・世帯割 予算の範囲内で設定</li> </ul> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 予算の範囲内で交付するため区・自治会からの申請の必要はありません。</p> <p>◎交付時期 11月下旬</p> <p>◎その他</p>

### 11 環境整備推進事業補助金（衛生自治連合会）

環境課環境衛生係（内線211）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 公衆衛生思想の普及と徹底、ごみの減量化、資源化の推進及び疾病の予防と健康の保持増進活動に対する連合会活動費に対し補助金を交付します。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 各地区清掃やごみステーション維持管理費、ごみ分別啓発費等に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 補助率100% 上限8万円</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 9月下旬に衛生自治連合会の代議員に申請書を送付します。</p> <p>◎交付時期 11月下旬</p> <p>◎その他</p>

### 12 環境保全推進事業補助金

環境課環境衛生係（内線211）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 市内の小中学校、自治会又は地区組織及び市民団体等が実施する環境保全推進活動に対し補助金を交付します。</p> <p>◎補助対象者 小学校、中学校、自治会又は地区組織及び市民団体等で市長が認めるもの</p> <p>◎補助対象経費 次に該当する事業に要する直接的経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①環境教育に関する事業、②環境美化、衛生に関する事業、③環境保全に関する事業、④環境に関する啓発事業</li> <li>⑤その他環境に関する事業で、市長が認めるもの</li> </ol> <p>◎補助率、補助金額 補助率1/2以内 上限4万円 (環境保全の推進のために、特に効果が高いものとして市長が認める事業は上限20万円とする。)</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 申請の受付は、随時行っています。</p> <p>◎交付時期 団体による事業終了後（補助事業等実績報告書提出後） ※補助事業等実績報告書は2月28日までに提出。</p> <p>◎その他</p>

### 13 諏訪市ごみステーション整備事業補助金

環境課環境衛生係（内線211）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 地区が管理するごみステーションの整備に要する費用を補助することにより、地域の環境美化を図り、もって良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p> <p>◎補助対象者 ①ごみステーションを設置する区及び自治会 ②ごみステーションの管理者</p> <p>◎補助対象経費 1 ごみステーションの整備に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1) 家庭から排出されるごみを一時的に集積し、散乱の防止等のために使用する固定式、非固定式又は簡易式の施設の新設、増設又は改設に係る経費 (2) ごみステーションの改修を行う場合の既存施設の撤去に係る経費 2 ごみステーションの設置場所の土地の取得又は賃借に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>◎補助率、補助金額 ・予算の範囲内で補助率10/10以内 上限20万円</p> <p>◎その他 ①この取扱基準において「ごみステーション」とは、市長が設置を許可し、及び委託した事業者が定日収集方式により収集を行う家庭系廃棄物の集積及び収集の場所をいう。 ②この取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、ごみステーション1か所につき1回とする。ただし、次に掲げる場合を除く。 (1) 市長が災害、盗難等により整備の必要があると特に認める場合 (2) この取扱基準による補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過したごみステーションを整備する場合 ③補助事業者及びこの取扱基準による補助金を受けて整備したごみステーションの利用者は、当該ごみステーションを適切に維持し、及び管理し、常にその清潔を保持するよう努めなければならない。 ④補助事業者は、固定式、非固定式又は簡易式施設の戸締り、収納等の管理について、市及び収集事業者と事前に協議するものとする。</p>	<p>◎申請受付 ・随時行っています。</p> <p>◎交付時期 ・事業終了後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

## 14 諏訪市共同浴場施設整備事業補助金

福祉介護課福祉政策係（内線231）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 地域福祉の増進を図ることを目的に、高齢者、障がい者等の地域生活における自立を支援するため、市長が適当と認める共同浴場施設管理団体が行う共同浴場施設のバリアフリー化に関する整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>◎補助対象者 共同浴場施設管理団体</p> <p>◎補助対象経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同浴場施設の新築、全部改築又は増築を行う事業（以下「新築事業」という。）であって、バリアフリー化に関する工事に要する経費（以下「バリアフリー化工事費」という。）が、100万円以上のもの</li> <li>(2) 共同浴場施設の一部改築を行う事業（以下「一部改築事業」という。）であって、バリアフリー化工事費が20万円以上のもの</li> <li>前項第1号の要件に該当し、この要綱に基づく市からの補助金の交付を受けた共同浴場施設については、災害等特別の事由がある場合を除き、当該補助金を交付された日から起算して10年を経過するまでは、新たにこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。</li> <li>第1項第2号の要件に該当し、この要綱に基づく市からの補助金の交付を受けた共同浴場施設については、災害等特別の事由がある場合を除き、当該補助金を交付された日から起算して5年を経過するまでは、新たにこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。</li> </ol> <p>補助金の交付の対象となる共同浴場施設のバリアフリー化に関する工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手すりの取付け工事</li> <li>(2) 床段差の解消工事</li> <li>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更工事</li> <li>(4) 引き戸等への扉の取替え工事</li> <li>(5) 洋式便器等への便器の取替え工事</li> <li>(6) その他共同浴場施設のバリアフリー化に関し、市長が特に必要と認めた工事</li> </ol> <p>◎補助率、補助金額 ・予算の範囲内でバリアフリー化工事費の2分の1以内とし、補助金の限度額は、45万円とする。</p> <p>◎その他 制度の利用を検討される団体は事業予定の前年8月までに担当係までご相談ください。 翌年度4月より整備事業が行えるよう補助金をご用意します。</p>	<p>◎申請受付 ・事業予定の前年8月までに事前のご相談に来庁ください。</p> <p>◎交付時期 ・事業終了後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

### 3 地域づくり・環境整備のために

#### 15 (自治総合センター) コミュニティ助成事業補助金 (長野県市町村振興協会) 地域活動助成事業補助金

地域戦略・男女共同参画課地域支援係（内線284）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 宝くじの社会貢献広報事業として、(一財)自治総合センター及び(公財)長野県市町村振興協会が定める要綱等に基づき、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与します。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会、自主防災組織等</p> <p>◎補助対象経費 ①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に直接必要な備品等（机、いす、テレビ等） ②地域防災組織育成助成事業 自主防災組織の活動に直接必要な備品等（発電機、AED等） ※他の助成事業もありますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>◎補助率、補助金額 ①一般コミュニティ助成事業 補助率10/10 下限100万円～上限250万円 ②地域防災組織育成助成事業 補助率10/10 下限30万円～上限200万円</p> <p>◎その他 ・(一財)自治総合センター及び(公財)長野県市町村振興協会の審査により、不採択となる場合があります。</p>	<p>◎事前相談受付 7月下旬まで ※申請を予定している場合には、必ず事前に相談及び要望書を提出してください。 ※事業の採択結果は翌年の4月です。</p> <p>◎交付時期 公共的団体等による事業終了後</p> <p>◎その他</p>

#### 16 区運営費交付金

地域戦略・男女共同参画課地域支援係（内線284）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 市内の区に対して交付金を交付し、区の運営に要する経費を補助することにより、区の安定した財政運営を確保し、もって地域力の向上を図ります。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 区の運営に要する経費（市から区長又は区への依頼事項等の実施に要する経費を含む。）</p> <p>◎補助率、補助金額 ・均等割額 1区あたり10,000円 ・世帯割額 1世帯あたり市で定める単価 × 4月1日現在の住民基本台帳世帯数</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 4月（区の予算書を添付してください。）</p> <p>◎交付時期 5月下旬 ※翌年4月に実績報告を提出していただきます。 （区の決算書を添付してください。）</p> <p>◎その他 手続きの際には、都度ご案内します。</p>

## 17 がんばる地域支援金【拡充】

地域戦略・男女共同参画課地域支援係（内線284）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 地域が抱える諸課題の解決に取り組む区及び自治会に対して、予算の範囲内で支援金を交付することにより、区及び自治会の主体的な取り組みを後押しし、もって地域力の向上を図ります。</p> <p>◎補助対象者 区・自治会</p> <p>◎補助対象経費 (1) 地域の発展・活性化事業 地域の発展、魅力発見・発信又は活性化につながると認められる新規事業（新規事業と同等レベルと認められるリニューアル事業（ただし、1回を限度とする。）を含む）で、事業に要する経費のうち、対象外経費（人件費、維持管理費、経常的経費など）以外の経費。</p> <p>(2) 課題解決ハード事業 過去3年以内に当該補助金の課題解決ハード事業を利用していない区及び自治会の重要課題のうち、区所有備品又は区管理施設等の維持修繕に係る10万円以上の事業。ただし、公民館、防犯灯、防災、消防、ごみステーション、温泉、神社・祭事などに係る対象外備品及び施設等は除く。</p> <p>◎補助率、補助金額 (1) 地域の発展・活性化事業 ・補助率 ソフト事業 4/5以内、ハード事業 3/4以内 ・補助金総額上限 30万円（ただし、リニューアル事業は20万円）</p> <p>(2) 課題解決ハード事業 ・補助率 1/2以内 ・補助金上限及び下限 上限30万円（下限5万円）</p> <p>◎その他【拡充】 令和8年度より、「地域の発展・活性化事業」と「課題解決ハード事業」2つのメニューを同一年度内に両方受けられるようになります。</p>	<p>◎申請受付 4月～2月末 ※必ず申請前（事業実施1月前まで）にご相談ください。</p> <p>◎実績報告 3月末日又は事業完了後2月以内のいずれか早い日までに提出</p> <p>◎補助金交付時期 実績報告書提出後</p> <p>◎その他 詳細についてはお問い合わせください。</p>

## 18 SUWAを磨くまちづくり支援金

地域戦略・男女共同参画課地域支援係（内線288）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 地域の活性化や市民生活の豊かさ向上に繋がる新たなまちづくり事業を実施する市民や若者を中心に構成された団体に対して、予算の範囲内で支援金を交付することにより、まちづくり人材を育成すると共に、市民及び若者による主体的な活動を支援し、魅力と活力に溢れる市民主役のまちづくりを推進します。</p> <p>◎補助対象者 ①若者まちづくり挑戦事業 若者の団体、グループなど ②輝くまち・ひと促進事業 地域活性化に取り組む団体、グループなど</p> <p>◎補助対象経費 市内で行われる広く市民に開かれた新たな事業（新たな事業と同等レベルと認められるリニューアル事業を含む（1回を限度））の実施に直接必要となる経費のうち、謝金、旅費・交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費</p> <p>◎補助率、補助金額 ①若者まちづくり挑戦事業 10/10以内 上限15万円 ②輝くまち・ひと促進事業 4/5以内 上限15万円（ただし、リニューアル事業は8万円）</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 4月～2月末 ※必ず申請前（事業実施1月前まで）にご相談ください。</p> <p>◎実績報告 3月末日又は事業完了後2月以内のいずれか早い日までに提出</p> <p>◎補助金交付時期 実績報告書提出後</p> <p>◎その他 詳細についてはお問い合わせください。</p>

## 19 単位老人クラブ育成費補助金

生活相談課高齢者福祉係（内線298）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 「諏訪市老人クラブ連合会」に加入している単位老人クラブに対し、奉仕活動・友愛活動・健康づくり活動の補助対象となる活動への助成をします。</p> <p>◎補助対象者 諏訪市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ</p> <p>◎補助対象経費 老人クラブの活動に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 老人クラブ会員数等により各クラブへ配分</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 5月頃に単位老人クラブへ申請書を送付します。</p> <p>◎交付時期 7月頃</p> <p>◎その他</p>

## 20 地区活動費交付金（保健指導員連合会）

健康推進課健康支援係（内線592）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 諏訪市保健指導員連合会を通して、各地区での健康づくり等の活動に対して補助をします。</p> <p>◎補助対象者 各地区保健指導員会（諏訪市保健指導員連合会に所属している場合に限る）</p> <p>◎補助対象経費 各地区での健康づくり学習会、料理教室、運動講座等の活動に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 人口割+均等割により各地区保健指導員会へ配分</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 各地区保健指導員会にご案内します。</p> <p>◎交付時期 各地区年間行事予定表提出後</p> <p>◎その他</p>

## 21 商工業振興対策補助金（商店街活性化イベント事業）

商工課商業振興係（内線431）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 市内商店街の振興を図るため、補助金を交付します。</p> <p>◎補助対象者 市内に所在する事業者等の団体</p> <p>◎補助対象経費 会議費・食糧費を除く経費のうち、商店街を活性化するためのイベントの必要経費</p> <p>◎補助率、補助金額 予算の範囲内で1/2以内</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 4月下旬 ※対象となる団体等に予め申請書等を送付します。</p> <p>◎交付時期 団体によるイベント事業終了後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

## 22 商店街環境共同施設整備補助金

商工課商業振興係（内線431）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 公益上必要がある共同施設の設置や商店街の環境整備を図ります。</p> <p>◎補助対象者 中小企業等共同組合法に基づく事業協同組合又は任意の組合の商業団体</p> <p>◎補助対象経費</p> <p>①アーケード・街路灯・カラー舗装・駐車場等</p> <p>②立体駐車場・コミュニティ施設</p> <p>◎補助率、補助金額</p> <p>①アーケード・街路灯・カラー舗装・駐車場等 補助率1/2以内 上限300万円</p> <p>②立体駐車場・コミュニティ施設 補助率1/3以内 上限1,000万円</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 申請の受付は、随時行っています。 ※申請前に事前に市と協議をお願いします。 ※設置や整備の事業計画ができたところで申請をお願いします。</p> <p>◎交付時期 団体等による事業終了後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

## 23 土地改良事業ポンプ設置等補助金

農林課耕地林務係（内線413）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 農業用水の安定確保を図り、生産の向上に資するために、補助金を交付します。</p> <p>◎補助対象者 農業用水施設等管理者</p> <p>◎補助対象経費 農業用ポンプの新設、改修費用</p> <p>◎補助率、補助金額 補助率1/2以下</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 要望による予算措置となりますので、事前にご相談ください。</p> <p>◎交付時期 事業終了後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

## 24 まちなみ景観推進事業補助金

都市計画課計画・公園係（内線262）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 住民が行うまちなみ景観推進事業に要する経費に対し補助金を交付し、もって諏訪らしい景観づくりの推進を図ります。</p> <p>◎補助対象者 市内で活動する主に市民で組織される団体等で、その活動が営利を目的としないこと。</p> <p>◎補助対象経費 ①沿道水辺緑化活動における樹木、花等の植栽及び管理に係る作業に要する経費 ②その他、市長が特に認めた諏訪らしい景観づくりのために必要な事業に要する経費</p> <p>◎補助率、補助金額 補助率1/2以内 上限5万円</p> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付 申請の受付は、随時行っています。</p> <p>◎交付時期 団体等による事業終了後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

## 25 地区活動支援事業費（子ども育成会連合会）

次世代育成課こども青少年係（内線465）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 育成会活動促進のため、地区・単位地区育成会及び地域総合クラブで行われる新規事業等の費用の一部を補助します。</p> <p>◎補助対象者 地域の育成会（子ども会）、地域総合クラブ</p> <p>◎補助対象経費 地域の子どもの健全育成事業（親子ハイキング、夏祭り、クリスマス会、〇〇作り、カレー会 など）</p> <p>◎補助率、補助金額 1事業につき1万円。ただし、総事業が2万円以上の場合は、総事業費の1/2までとする。（上限2万円）</p> <p>◎その他 ・予算の範囲内で対応します。 ・役員会にて審査のうえ、補助団体を決定します。 ・補助率、補助金額について変更となる場合があります。</p>	<p>◎申請受付 8月末（予定） ※子ども育成会連合会総会にて案内します。</p> <p>◎交付時期 事務局から連絡します。</p> <p>◎その他 事業実施前に申請が必要です。詳しくは子ども育成会連合会総会にて案内します。</p>

## 26 公民館施設整備事業補助金

生涯学習課公民館（内線584）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 公民館施設を整備（新築、改築、増築、大規模改修）するための経費の一部を補助します。</p> <p>◎補助対象者 分館及び地区公民館</p> <p>◎補助対象経費 分館及び地区公民館の施設を整備するための経費</p> <p>◎補助率、補助金額</p> <p>①新築、全部改築、増築 補助率1/3以内 上限800万円 ※本体工事経費600万円以上</p> <p>②大規模改修 補助率1/3以内 上限400万円 ※工事経費300万円以上</p> <p>③バリアフリー化改修 補助率1/2以内 上限100万円 ※工事経費20万円以上</p> <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築、大規模改修、バリアフリー化改修に係る補助金とは、あわせて交付しません。</li> <li>・「避難施設耐震補強事業補助金」との補助対象経費の重複はできません。</li> </ul>	<p>◎申請受付</p> <p>前年8月まで（バリアフリー化改修は随時）</p> <p>※要望による予算措置となりますので、計画の際は、必ず事前にご相談ください。</p> <p>◎交付時期</p> <p>地区による公民館整備後（補助事業等実績報告書提出後）</p> <p>◎その他</p>

## 27 公民館「分館活動補助金」

生涯学習課公民館（内線584）

内容	申請受付・交付時期等
<p>◎目的 地域住民の生涯にわたる学習の機会を充実させるため、補助金を交付します。</p> <p>◎補助対象者 分館</p> <p>◎補助対象経費 地域の公民館活動及び生涯学習を推進するための経費</p> <p>◎補助率、補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分館割 1分館あたり6,000円</li> <li>・遠隔地割 1区あたり6,000円</li> <li>・世帯割 予算の範囲内で設定</li> </ul> <p>◎その他</p>	<p>◎申請受付</p> <p>4月（地区公民館から申請書様式を配布します）</p> <p>◎交付時期</p> <p>5月末</p> <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌年3月に実施事業の報告（地区公民館から報告書様式を配布します。）</li> <li>・市ホームページに地区公民館・分館活動事業に関する書類一覧を掲載してありますので、ダウンロードして使用できます。</li> </ul>

## 28 原材料支給による協働の取り組み

### 内容

◎**児童遊園の維持管理** こども家庭課子育て応援係（内線448）】

・地元区、育成会、PTA等に対して塗料や砂等の児童遊園の整備に必要な物品を支給します。

◎**農道・農業用水路・林道等の維持管理** 【農林課耕地林務係（内線413）】

・地元区、土地改良区、生産森林組合等に対して砕石やパイプ等の材料を支給します。

◎**市道・水路等の維持管理** 【建設課管理維持係（内線249）】

・地元区等に対して土どめ材、土どめ等の板材、支柱、コンクリート側溝、コンクリート、アスファルト、砕石等の材料を支給します。

◎**公園・緑地等の維持管理** 【都市計画課計画・公園係（内線263）】

・地区や団体との管理協定書に基づき公園・緑地の協働管理を行うため、苗木、補修用木材、砂利等を支給します。

## 4 その他

### 29 出前講座（よりあい塾）

秘書広報課広報戦略係（内線324）

#### 内容

- ◎ **目的** みなさんと市をつなぐ架け橋として、職員がみなさんのところへ出掛けて、行政の仕組みやこれからの計画などを分かりやすく説明する出前講座「よりあい塾」を開催しています。
- ◎ **対象** 市内在住者、在勤者、在学者でつくるおおむね10人以上の団体
- ◎ **時間** 原則として、市役所の休日以外の午前10時から午後9時までの間で、約90分間
- ◎ **会場** 申し込んだ団体側で用意してください。
- ◎ **費用** 無料 ※ただし、講座の内容によっては、教材費などの実費が必要になることがあります。
- ◎ **申し込み** 希望する講座を選んで、開催予定日の3週間前までに、ながの電子申請で申し込んでください。なお、よりあい塾受講申込書の提出、電話、ファックスでも申し込むことができます。
- ◎ **その他** 講座のメニューは、広報すわ又は市ホームページをご覧ください。

### 30 ゆかり市長の出張トーク

秘書広報課広報戦略係（内線324）

#### 内容

- ◎ **目的** みなさんの意見を市政運営の参考にするとともに市政に対する理解を深めていただくため、「ゆかり市長の出張トーク」を開催しています。
- ◎ **対象** 市内在住者、在勤者、在学者でつくる団体・グループ
- ◎ **日程** 5月12日（火）、8月3日（月）、10月7日（水）、11月20日（金）、令和9年1月28日（木）、令和9年2月9日（火）
- ◎ **時間** 原則として、午前10時から午後8時30分までの間で、約60分間
- ◎ **会場** 申し込んだ団体側で用意してください。
- ◎ **費用** 無料
- ◎ **申し込み** 開催予定日の30日前までに、ながの電子申請で申し込んでください。申込書に必要事項を記入の上、秘書広報課広報戦略係（市役所3階）に持参するかEメール又はファックスによる申し込みもできます。申込書は市ホームページから取得できます。
- ◎ **その他** 詳しくは、広報すわ3月号又は市ホームページをご覧ください。

### 31 区（自治会）への加入促進マニュアル

地域戦略・男女共同参画課地域支援係（内線284）

#### 内容

- ◎ **目的** 加入促進にご尽力いただいている区の役員の方の加入促進活動の一助として、区・自治会の必要性などをまとめた「区（自治会）への加入促進マニュアル」を作成しています。
- ◎ **内容**
  - (1) 区（自治会）の必要性 ①区（自治会）とは、②区（自治会）の主な活動、③区（自治会）への加入のメリット
  - (2) 区（自治会）への加入呼びかけの心得 ①区（自治会）への加入呼びかけの手順、②世帯状況に応じた取組
  - (3) 相手の質問に答えるには
  - (4) 市役所の問い合わせ先
- ◎ **その他** マニュアルは、市ホームページに掲載してあります。

## 内容

◎目的 自主防災組織が一次避難所を開設・運営する際の指針として、「自主防災組織用一次避難所開設・運営マニュアル（ひな形）」を作成しました。

開設マニュアルの内容を担当別に分け、確認項目をリスト化した任務分担カードを作成しました。

## ◎内容

- (1) 避難所の開設、開設時の組織
- (2) 避難所の運営
- (3) 各活動班の役割（総務統括班、生活環境班、物資食事班、健康福祉班）
- (4) 様式、資料

◎その他 マニュアルは、市ホームページに掲載してあります。

諏訪市公式ホームページ

「区・自治会への支援制度」

<https://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/7/62257.html>



諏訪市

企画部 地域戦略・男女共同参画課

〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号

TEL 0266-52-4141 FAX 0266-57-0660

E-MAIL [senryaku@city.suwa.lg.jp](mailto:senryaku@city.suwa.lg.jp)